埼玉県における施設の使用停止等の協力要請の一部緩和について

令和2年5月25日

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)に基づき、令和2年5月7日から令和2年5月31日までの期間で施設の使用停止等の協力を要請しているところですが、県内の感染状況等や専門家の意見を踏まえ、下記のとおり一部緩和します。

- 1 協力要請事項施設の使用停止等の協力要請(法第24条第9項)
- 2 対象施設 別表のとおり
- 3 緩和内容 徹底した感染防止策を講じることを前提に対象外とする。

施設の種類	内訳
学校等	<u>自動車学校、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設</u> 等
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場等
遊技場等	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等
展示施設等	図書館(予約貸出を除く) 等
遊興施設等	ネットカフェ★、漫画喫茶★、カラオケボックス★、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場

[※] 下線は延べ床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

[★] 個室をオフィス用としてテレワークに活用する場合に限る。